

○ 令和6年3月29日付け兵庫県公報第19号外中 33

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第 号）

通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第600号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	兵庫県まさば及びごまさば漁業	現行水準



兵庫県告示第601号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路 第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	別記	5トン未満	4隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月28日から同年7月29日まで

3 備考